

# 令和8年大府市上下水道事業規程一覧

公表日 令和8年6月26日

第 2号 大府市企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正

第 3号 大府市上下水道事業会計規程の一部改正

大府市上下水道事業規程第2号

大府市企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和52年大府市水道事業規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	勤務の内容	支給単位	支給額	種類	勤務の内容	支給単位	支給額
災害応急作業等 手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された大府市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る業務	日額	<u>1,440円</u> （災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等、公営企業の管理者の権限を行う市長が著しく危険と認める区域での業務に従	災害応急作業等 手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された大府市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る業務	日額	<u>1,080円</u> （災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等、公営企業の管理者の権限を行う市長が著しく危険と認める区域での業務に従

改正後				改正前			
			事した場合に あっては <u>2,880円</u> )				事した場合に あっては <u>2,160円</u> )

附 則

この規程は、令和8年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

大府市上下水道事業規程第3号

大府市上下水道事業会計規程（昭和52年大府市水道事業規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の指定)</p> <p>第114条 法第34条の規定により準用する地方自治法<u>第243条の2の9第1</u>項後段の規定による職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為をする権限を有する職員の事務を補助する係長以上の職にある者及びこれに相当するものとして市長が別に定める職にある者とする。</p>	<p>(職員の指定)</p> <p>第114条 法第34条の規定により準用する地方自治法<u>第243条の2の8第1</u>項後段の規定による職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為をする権限を有する職員の事務を補助する係長以上の職にある者及びこれに相当するものとして市長が別に定める職にある者とする。</p>

附 則

この規程は、令和8年9月24日から施行する。